

大会使用に関するお願い

平素より服部緑地運動施設のご利用ならびに大会使用制度の適正な運営へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「大会使用」の使用許可に関して、「府営公園運動施設の使用許可に関する方針(平成30年改正)」に基づき、ア「大会使用」の①～③に該当するかどうかを確認させて頂いています(下記参照)が、平成21年度大会申請において下記②に該当する事を証明する後援名義承認書が偽造されていた事実が発覚いたしました。

大阪府では、このことを重く受け止め厳重な処罰を求めていくこととし、各府営公園管理事務所に対して、下記②に該当することを証明する後援名義承認書については原本確認を徹底するよう指導がなされました。

本指導を受けまして、当管理事務所と致しましては、皆さまに以下のお願いをさせていただきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- **下記②に該当することを証明する後援名義承認書等については、写しの提出と併せて原本の提示(以下、「提出」という)をお願いいたします。**
- **大会使用申請時点で、事情により後援名義承認書等が提出できない場合は、提出することの確約書を提出していただくとともに、後援名義の承認が下り次第、速やかに提出をお願いいたします。**
- **使用日の10日前までに提出がない場合は、大会使用が不許可もしくは許可取り消しとなる場合があります。(不許可もしくは許可取り消しとなった場合は、翌年度以降の優先予約の際に後援名義を前提とした取り扱いができなくなりますのでご注意ください。)**

なお、後援名義承認書等が提出されない場合のほか、下記方針の①～③に該当しない場合、もしくは申請内容に虚偽があったとみなされた場合においても、大会使用が不許可もしくは許可取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

令和2年12月1日
服部緑地管理事務所

服部緑地陸上競技場の大会使用の考え方

府営公園管理要領(H30.4.1)を踏まえ、服部緑地管理事務所と大阪府池田土木事務所との協議により、大会使用の日程を決定するに当たっては、下記の優先順位に従って決定する。

【優先順位】

ア「大会使用」

- (1) 国または地方公共団体等が主催するもの
 - ①国または地方公共団体等が主催するもの
 - ②公園管理者が主催するもの
 - ③その他特に必要と認めるもの
- (2) 体育振興、社会福祉等公益的な目的のため活動する団体(非営利)が国または地方公共団体の後援を得て実施するもの
 - ①国際的なスポーツ競技大会またはその他の行事
 - ②全国レベルの大会等
 - ③地方レベル(関西・近畿・大阪府など)の大会等
 - ④その他
- (3) 広域的規模のもの
 - ①国際的なスポーツ競技大会またはその他の行事
 - ②全国レベルの大会等
 - ③地方レベル(関西・近畿・大阪府など)の大会等
 - ④その他

イ「一般使用」

ア以外のもの

【補足事項】

- ・同一団体の申請については、原則として4回を上限とする。

(但し、陸上競技や特殊な必要と認める場合については、その限りではない)